

## 平成 20 年度税制改正(経済産業省関係)

# 事業承継をスムーズにするために 相続税の納税猶予を 自社株式の課税価格の80%へ拡充 全国に事業承継支援センターを設立

## 贈与株式等を遺留分算定財産から除外など

10月1日から適用

平成 20 年度の税制改正についての説明会が 2 月上旬、近畿経済産業局でありました。中小企業にからむ改正も多く、目玉の一つが中小企業事業承継税制の拡充です。相続税負担が重すぎて、期限内に全額払うと経営が苦しくなる中小企業は少なくありません。そこで、自社株式(非上場株)の評価の 80%に相当する部分にかかる相続税を納税猶予するもので、今年の 10 月から施行される予定です。また、同時に民法の遺留分算定基礎財産から贈与株式を除外する制度を設けるほか、開廃業のマッチングのため「事業承継支援センター」を全国 100 ヶ所に設置するなど、総合的な支援策になっています。

### § 8 割近くが 5 千万円の相続税負担を予想

近畿経済産業局の説明によると、高度成長期のころ、多くの企業が生まれましたが、最近ではこれら中小企業経営者の高齢化が進んでいます。子息が後継者になるケースは年々、減っているものの、それでも 41.6%が子息・子女が承継し、その他の親族による承継も 20.4%あります(東京商工リサーチ、03 年調査)。

できれば、子供に会社を継がせたいところですが、事業承継の大きなネックのひとつが相続税です。その負担額についての調査では、8割近くの経営者が「何らかの負担が生じる」と予想し、約 18%の経営者が「5千万円以上の負担が生まれる」と予想しています(中小企業庁、平成 18 年 10 月調べ)。

「長男に事業を継がせたいが、相続時に相続税をすべて払うと、株式や土地を手放さなければならず、経営ができなくなる」、「配偶者や兄弟姉妹などに財産、とくに自社株を分散すると、承継した者が経営支配をやりにくくなるため、子供は社長の座を継ぎたがらない」といったケースが少なくありません。

## § 毎年 7 万社が「後継者不在」で廃業 雇用喪失は最大 35 万人

2006 年版の中小企業白書によると、年間 29 万社の廃業のうち、「後継者不在のため」を第 1 の理由とする事業所は 7 万社。それによる雇用の喪失は、毎年 20 万人～35 万人に上ります。その分、日本を支える中小企業の技術や雇用の失われ、地域の経済は衰退しつつあるのが現状です。

## § 目玉になる事業承継税制の拡大

こうした事業承継の妨げになる要因を取り除くことが喫緊の課題として、経済産業省などは、事業承継をやりやすくする支援策を打ち出しました。全体の部分は後述するとして、ここでは目玉ともいべき「事業承継税制の抜本拡充策」の骨子を紹介します。

## § 80%の納税猶予

改正の概要は、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の 10% 減額から、80%の納税猶予に大幅拡大します。対象になる会社は、中小企業基本法でいう中小企業で、表の左下の通りです。

対象となる会社の要件はこれまで、「発行済株式総額 20 億円未満の会社」となっていますが、これを撤廃。また、現行の軽減対象の上限は「相続した株式のうち、発行済株式総数の 3 分の 2 又は評価額 10 億円までの部分の、いずれか低い額」となっていますが、10 億円の上限を撤廃します。但し、発行済株式の 3 分の 2 以下という要件はそのままです。

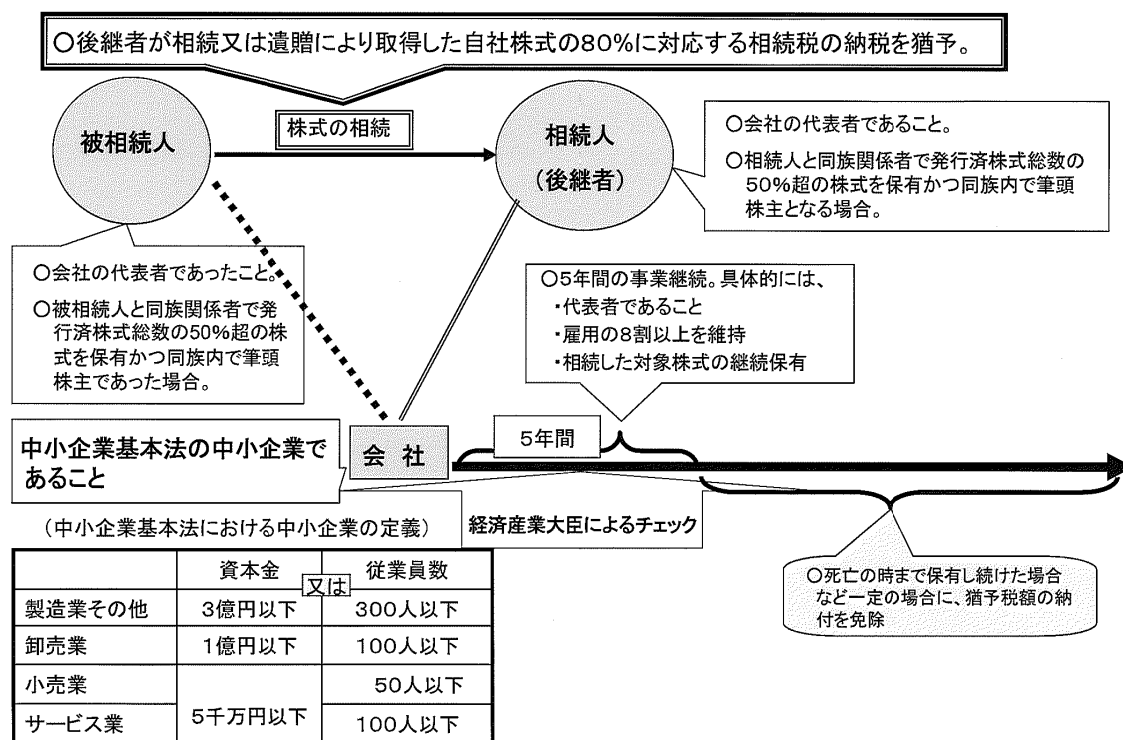
## § 5 年間の事業継続、株式の継続保有が条件

「納税猶予」といっても、相続で株式譲渡を受けた後、すぐ会社を処分したりすると、「雇用の確保を守る」という改正の意義の一つが失われるため、相続税の法定申告期限（相続時から 10 ヶ月）から 5 年間はその株式を持ち続け、8 割以上の雇用を確保しつつ事業を継続しなければなりません。その後、株式

保有を死亡時まで継続するなど一定の場合には、最終的に納税が免除されます。5年以内に事業を継続していないと認められると、その時点で猶予中の税額を支払わなければなりません。一定の場合を具体的にどのような場合にするかは現在、検討中です。

被相続人の要件としては・会社の代表者であったこと・被相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主であった場合、となっています。また、相続人（後継者）は・会社の代表者であること・相続人と同族関係で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ同族内で筆頭株式となる場合です。表で示すと以下のようになります。

### (参考)「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の概要



## § 適用は10月1日以降の相続から

この納税猶予制度は、現在国会で審議中の「中小企業の経営承継の円滑化に関する法律案（仮称）」が先に成立した後、これを受けて平成21年度の税制改正から実施されることになっていますが、平成20年10月1日以降の相続にさかのぼって適用される予定です。

## § 欧米の相続税軽減措置

ところで、事業承継の際の相続税の軽減措置は我が国では現在、非上場株式で10%にとどまり、特定事業用宅地（広さ400㎡まで）では80%軽減となっています。しかし、英国では非上場株式については100%軽減にして、事業に直結した資産である株式には、より優遇するという発想をとっています。但し、事業用資産については50%軽減です。フランスでは上場株式も含めた事業用資産に対して一律75%軽減しています。そして、ドイツでは事業用資産に対して一律35%の軽減ですが、これを85%まで軽減する法案を準備中。米国は事業用資産に対して一律130万ドルまで非課税となっています。

そして、事業承継者には相続後5年、あるいは6年の株式継続保有とか経営を維持する、など国ごとに少しずつ異なる要件がつけられています。

日本では、軽減措置ではなく納税猶予ですが、自社株については、承継者がこれを持ち続けることで最高で80%まで軽減されることとなります。

## § 民法の遺留分制度にも対応 事業承継支援センターの創設なども

税制以外の主な事業承継円滑化策には、「事業承継支援センター」を全国100ヶ所に創設することや、事業承継融資に関係する様々な資金ニーズに対応した融資制度の設置があります。

さらに、税制と合わせて民法上の遺留分制度に対応するための新しい法律の制定も行う予定。遺言で特定の一人に「財産のすべてを譲る」と書くことは自由ですが、民法には、遺産の一定割合は遺留分として他の相続人に残さなければなりません。仮に長男が全財産を承継するという遺言があった場合、他の相続人が「遺留分をよこせ！」と訴訟を起こすかもしれません。そこで、安定した経営承継がしやすいように、自社株式に関しては「遺留分減殺請求権」（遺留分を返せ！と請求する権利）を未然に除外する制度を創設しようとするものです。

まとめ、株式会社大阪彩都総合研究所  
橋本 剛